

## 濫用的な訴えを防止する方策（補足）

- (1) 訴訟救助の申立てをするには、当該申立てに係る訴えを提起する裁判所において一定期間内に訴訟救助の決定を求めた回数を届け出なければならない。
- (2) 訴訟救助の申立てをした者が、上記(1)の届出をしないときは、裁判所は、訴訟救助の申立てを却下することができる。
- (3) 同一の裁判所において上記(1)の一定期間内に最高裁規則で定める回数を超えて訴訟救助の申立てをする場合には、最高裁規則で定める金額（数百円から1000円程度）を納付しなければならない。
- (4) 訴訟救助の申立てを認容する裁判が確定した場合には、裁判所は、上記(2)で納付された金銭を返還しなければならない。
- (5) 上記(4)に掲げる場合以外の場合には、裁判所は、上記(2)で納付された金銭をもって、当該申立てに係る訴えの提起の手数料に充てることができる。
- (6) 訴訟救助の申立てをした者が、上記(1)の回数について虚偽の届出をしたときは、過料の制裁を科す。

### （補足説明）

- ・ これまで提案した案については、否定的な意見が多く示された。
- ・ もっとも、統計的な裏付けが必要との意見もあるものの、濫用的な訴え提起の現状については一定の理解。
- ・ 委員からは、少額訴訟の例を参考に、同一人物が、一定の期間内に多数の訴え提起及び訴訟救助の申立てをしているものを対象にデポジットを課すこととしてはどうか、という考え方が提案。
- ・ そこで、本資料では、少額訴訟の規律を参考に、訴訟救助の申立てをする場合には、その申立て回数の届出義務を課すとともに、一定回数を超えて訴訟救助の申立てをする場合には、少額のデポジットの支払義務を課すこととしている。

具体的には、以下のとおり。

まず、「(1)」のとおり、訴訟救助の申立てをする場合には、当該申立人は、当該申立てに係る訴えを提起する裁判所において、一定期間内に訴訟救助の決定を求めた回数を届け出なければならないこととしている。法第368条第3項と同様の規律である。

次に、「(3)」のとおり、同一人物が、一定期間内に最高裁規則で定める回数を超えて訴訟救助の申立てをする場合には、濫用的な訴え提起の蓋然性が認められることから、低額のデポジットの支払義務を課すこととしている。イメージとしては、オンラインで訴訟救助の申立てをする場合には、入力フォーム上に、「(1)」の回数を入力させ、その回数が一定回数を超える場合には、デポジットの支払をしなければ、その後の手続に進めないこととするということが考えられる。

また、「(4)」のとおり、訴訟救助の申立てを認容する裁判が確定した場合には、「(3)」で納付された金銭を返還しなければならないこととし、それ以外の場合（訴訟救助の申立てを却下する場合及びその申立てを一部認容する場合）には、「(5)」のとおり「(3)」で納付された金銭をもって、当該申立てに係る訴え提起の手数料に充当することができることとしている。

なお、訴訟救助の申立てをした者が、「(1)」の回数の届出をしなかった場合（オンライン申立てであれば、入力をしなないとその後の手続に進めないようにすればよいと思われるが、紙媒体での申立てを認める場合は、記載をせず提出をするということも考えられる。）には、「(2)」のとおり裁判所は当該訴訟救助の申立てを却下することができることとし、また、虚偽の届出をした場合には、「(6)」のとおり、過料の制裁を科すことも考えられる（法第381条参照）。